

異常気象時の生徒の安全対策について

『豊明市は「愛知県西部地方」にあたります。さらに、2次細分区域名は「尾張東部」となります。

警報・注意報は市町村ごとに発表されています。詳しくは気象庁ホームページをご覧ください。』

(<http://www.jma.go.jp/>)

1 暴風（暴風雪）警報が発令された場合

(1) 午前7時までに警報が解除されないときは、午前中の授業を中止します。

(2) 午前11時までに警報が解除されたときは、午後の授業を行います。

※ この場合、給食はありません。食事を済ませてから登校させてください。

(3) 午前11時の時点で警報が解除されていないときは、当日の授業を中止します。

(4) 生徒が、登校途中で警報の発令を知ったときは、すぐ帰宅します。

学校の近くまで来ているときは、そのまま登校し、教師の指示に従って下校させます。

(5) 土曜・日曜・祝日・長期休業中に警報が出たときは、登校（夏休み中の出校日や部活動等を含む）させてないでください。

2 豊明市に特別警報が発表された場合

(1) 登校前に特別警報が発表された場合は、登校させないでください。特別警報解除後も災害の状況や通学路の状況について情報収集し、安全に登校させうると判断できたら連絡メールでお知らせします。

(2) 登校後に特別警報が発令された場合は、直ちに授業を中止し、生徒の安全を確保する最善の対応を迅速に行います。

3 豊明市に大雨警報・洪水警報が発表された場合

(1) 原則として平常授業を行います。

※ 災害が予想される場合は、学校に待機させ、状況に応じて対応します。緊急に帰宅させる場合は、通学路の安全等を確認して教師指導のもと下校させます。

(2) 登校時、生徒の安全確保に心配があるときは、保護者の判断により自宅待機としてください。

被害を受けた場合は、学校へ被害状況等を連絡してください。

東海地震に対する生徒の安全対策について

気象庁より「東海地震注意情報」や「警戒宣言」が発表された場合は、生徒の安全を最優先に考え、原則以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 東海地震注意情報や、警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合は、授業は行いません。

- (1) 生徒が在宅中に発表された場合は、休校とします。
- (2) 生徒が登下校中に発表された場合は、教職員が巡回し、速やかに帰宅するよう指導します。
ただし、状況によっては学校または最寄りの避難地に避難します。
- (3) 生徒が在校中に発表された場合は、授業、部活動等を中止し、速やかに教職員の指導のもと下校させます。

ア 生徒を誘導の上、運動場に避難させます。

イ 教職員（学級担任等）は学級人数を確認し、速やかに下校させます。

ウ 教職員は、生徒が安全に下校できるよう、緊急時の下校配置につくとともに、学区内を巡視します。

- (4) 「警戒宣言」が発せられた場合は、豊明市の防災計画に従って行動してください。

2 学校の再開は以下のようになります。

ただし、交通機関・通信手段の途絶えなどにより、登校できない場合は、安全が確保できるまで、登校させないでください。

- (1) 東海地震注意情報の解除情報や警戒宣言が発表された場合は、翌日から再開します。
- (2) 警戒宣言発令以後に「地震災害に関する警戒解除宣言」が発せられた場合（東海地震予知情報の解除情報が発表された場合）は、翌日から再開します。
- (3) 大規模地震が起きた場合は、学校から連絡するまで自宅待機とします。